

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	種別	施設名		所在地	探査概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）	技術審査（第2段階チェック）結果			
		名	称					公共事業としての必要性、地域づくりの整備性	技術上の適合性	速効性	技術審査結果
1	交通安全施設	信号機(新設)		宇治田原町太字宇野 ノ苗10番地3号 宇治木屋線交差点	交差点における事故防止対策として信号機の設置要望	無	○	○	○	○	実施しない
2	交通安全施設	信号機(新設)		城陽市寺田大川原 20番地4号 寺田小学校通学路の安 全対策として信号機の設置要望	当田原小学校通学路の安 全対策として信号機の設置要望	無	○	○	○	○	実施しない
3	交通安全施設	信号機(新設)		城陽市寺田丁子口 65番地15号 寺田東と寺田西 24番地2号線 信号機の設置要望	寺田原小学校通学路の安 全対策として信号機の設置要望	無	○	○	○	○	実施しない
4	交通安全施設	信号機(新設)		宇治市伊勢地先小倉 安田線伊勢地先交 差点	池学児童の安全確保に対する 事故防止対策として信号機の設置要 求	無	○	○	○	○	実施しない (候補候補)
5	交通安全施設	信号機(新設)		城陽市伊勢地先庄京 橋25-1号 寺田庄京橋高架前 信号機の設置要望	西城陽高校、西城陽中学校の通学路 であるが安全確保を目的として 信号機の設置要望	無	○	○	○	○	実施
6	交通安全施設	信号機(新設)		京田辺市高津津地ノ 内28-1号 寺田庄五ヶ庄三番 橋27号 寺田庄五ヶ庄五 号線交差点	三山木小学校でいるが隣接して あるが安全確保を目的として 信号機の設置要望	無	○	○	○	○	実施しない
7	交通安全施設	信号機(新設)		宇治市五ヶ庄三番 橋27号 寺田庄五ヶ庄五 号線交差点	寺前陸橋を通過するが隣接して あるため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	実施しない
8	交通安全施設	信号機(新設)		宇治田原町大学岩 山小字馬頭原 町道岩山立川線交 差点	一時停止規制があるため町道 への風景止止め信号機の設 置要望	無	○	○	○	○	実施しない

◆【第1段階チェック 対象となる工事】

- ① 地域向上や環境整備に関する工事
- ② 利便性の個人や団体等の利益に限られる工事
- ③ 特定の個人や団体等の利害関係者による工事
- ④ 道路バイパス工事などの実施
- ☆ ⑤ 他の事業で着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック 対象となる工事】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	種別	機器施設		規制概要	用地買収の本権	工事の仕分け等（第1段階チェック）	技術審査（第2段階チェック）結果			備考
		名	特				対象	一対象工事とならない理由 (欄外: 施設番号記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性	
9	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治市閑町50先羽根原線交差点	道路幅員が広く通過車両の速度も速いことから安全対策として信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	実施しない
10	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治市羽根子町67-5先羽根原線交差点	狭隘な道路であるが交通量が多く交差点の見通しも悪いため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	実施しない
11	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治市閑町31号線交差点	変則交差点で見通しが悪く通過速度も遅いため安全対策のため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	実施しない
12	交通安全施設	信号機 (新設)	八幡市八幡長谷川先柳原線交差点	交通量が多く付近に信号機が無いため高齢者等の安全な通路を確保するため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	実施しない
13	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治原町大字神定寺小字御井川前	交通量の増加に伴い高齢者や子供の安全確保を図るため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	実施しない
14	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治原町大字神定寺小字東大石東線	交通量の増加に伴い高齢者や子供の安全確保を図るため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	実施
15	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治原町大字神定寺小字東大石東線	道路幅員に伴い規定地帯に過学齢のため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	実施
16	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治原町大字神定寺小字東大石東線	交通量の増加に伴い高齢者や子供の安全確保を図るため信号機の設置を要望	無	○	○	○	○	実施しない

◆【第1段階チェック：対象となる工事】

- ① 国や市町村が管理する施設に関する工事
- ② 利便性向上や整備等の利益に限られる工事
- ③ 地域の個人や団体等のバス工事
- ④ 道路バイパス工事
- ☆ ⑤ 他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】
6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	種別	機業施設		規制概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）結果	技術審査（第2段階チェック）結果			
		名	称			対象	一対象工事などならぬ理由 (額外・特許審査等を除入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性	技術審査等の適合性
				用地買収の有無	公共事業としの整合性	地域整備等との整合性	技術審査等の整備の難易	他の管理者等との調整の難易	
17	交通安全施設	信号機 (新設)	坂陽市寺田水度坂 15-12号先市道220号 線市道270号線交差点	交通量が多く学校等の通学 経路などについて信号機の設置 要望	無	○	○	○	○
18	交通安全施設	信号機 (新設)	坂陽市新井寺屋敷 寺田先点 河原交差点	交通量が緩やかなカーブ であり過急な車両の確認が困難 そのため信号機の設置要望	無	○	○	○	○
19	交通安全施設	信号機 (新設)	坂陽市新井寺屋敷 寺田先点 川原側交差点	交差点の通過車両が増加 し東方「地下道」から 車両確認が困難である ため信号機の設置要望	無	○	○	○	○
20	交通安全施設	信号機 (新設)	坂陽市寺田手 目45-10号山手環状 1号線井山手環状 交差点	大規模小売店舗の開店等 により交通量の増加が予 想されることから交差点 の安全対策のため信号機 の設置要望	無	○	○	○	○
21	交通安全施設	信号機 (新設)	坂陽市長池町原 300号線市道 306号線交差点	通学路であるが片側歩道 のため安全対策のため の信号機の設置要望。又 は北側信号機の移設を要 求	無	○	○	○	○
22	交通安全施設	信号機 (移設)	平田原町大字岩 山小字寺山下 R307岩山バス 停前交差点	交差点を南北に接続 しそうになるため、構造 歩道と信号機の移設を要 求	無	○	○	○	○
23	交通安全施設	信号機 (多様化)	対象とならない工事	東西にのみ右折青矢印 が設置されているが、南北 方向へも設置を要望	無	○	○	○	○
24	交通安全施設	信号機 (移設)	八幡市岩田中 八幡木津線二又交 差点	押ボタンを押下ししようと するなどしないため、交差 道路への移設を要望	無	○	○	○	○

◆【第1段階チェック 対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備等の利益に限られる工事
- ③特定の個人や団体等の利害関係者による工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
- ⑤他の事業に着手している又は計画区间等に含まれている工事

◆【第2段階チェック 対象とする施設に関する工事】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理 整備 番号	施設 種別	提案施設		提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果		実施 状況等	備考	
		名 称	所在地		対象 用地買収 の有無	対象 →対象工事などない場合は (額外、既存業者等を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性 →対象工事などない場合は (額外、既存業者等を記入)	技術上の整合性 →地図表示等との整合性	速効性 →早期対応の必要性 と他の管理者等との連携の難易度の整合性		
25	交通安全施設	横断歩道	宇治市宇治塔川122 -11先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	実施	宇治署管内 (受付番号 11)
26	交通安全施設	最高速度・條約	宇治市木幡南郷宇治線 宇治市木幡～府道	速度規制や徐行規制を要 望	無	○	○	×	○	実施 しない	宇治署管内 (受付番号 221)
27	交通安全施設	一時停止	平治市天神台3丁 目1-10先	一時停止の規制要望	無	○	○	○	○	実施	宇治署管内 (受付番号 223)
28	交通安全施設	駐車禁止	宇治市天神台2丁 目から平治市天神 台3丁目	駐車禁止の規制要望	無	○	○	○	○	実施 しない	宇治署管内 (受付番号 224)
29	交通安全施設	車両通行止め	宇治市羽柏子 屋	車両の通行止め規制を要 望	無	○	○	×	○	実施 しない	宇治署管内 (受付番号 226)
30	交通安全施設	車両通行止め	宇治市羽柏子 屋	車両の通行止め規制を要 望	無	○	○	×	○	実施 しない	宇治署管内 (受付番号 229)
31	交通安全施設	車両通行止め	宇治市神明	車両の通行止め規制を要 望	無	○	○	×	○	実施 しない	宇治署管内 (受付番号 230)
32	交通安全施設	横断歩道	八幡市八幡安居塚 81-1先	横断歩道の設置要望	無	○	○	×	○	実施 しない	八幡署管内 (受付番号 231)

◆【第1段階チェック】対象となる工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路踏切バイパス工事
- ☆ ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック】技術審査】

◆ 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	種別	施設名		所在地	規制概要	用地買取の有無	工事の仕分け番（第1段階チェック）	技術審査（第2段階チェック）結果			
		対象	理由					公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性	技術上の適合性	速効性	技術審査結果
33	交通安全施設	横断歩道	市治市五ヶ庄三番 割27先	市治市五ヶ庄三番 横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	×	実施しない
34	交通安全施設	一時停止及び横断歩道	市治市相祀庄中奥 田49-1先	一時停止及び横断歩道の 規制要望	無	○	○	○	○	○	実施
35	交通安全施設	横断歩道	市治市香田桑畠18 -4先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	実施
36	交通安全施設	最高速度	市治市長池北浦05 原30-3先	最高速度を30 km/h の規制要望	無	○	○	○	○	○	実施
37	交通安全施設	最高速度	市治田原町大字郷 之口小字北河原13-1 杉谷2先	最高速度を50 km/h の規制要望	無	○	○	○	○	○	実施しない
38	交通安全施設	横断歩道	市治町多賀小 字東北河原13-1 先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	実施しない
39	交通安全施設	横断歩道	市治町多賀小 字下川35先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	実施
40	交通安全施設	横断歩道	市治町多賀小 字下川28-1先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	実施

◆【第1段階チェック 対象となるない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事》
 ◆【第2段階チェック】技術審査

◆6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	種別	提案施設		工事の仕分け等（第1段階チェック）結果		技術審査（第2段階チェック）結果			
		名	所在地	提案概要	用地買取の有無	対象	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性	技術上の整合性	実効性
41	交通安全施設	横断歩道	井手町大字井手小字南宿ノ坂36-3先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	実施
42	交通安全施設	横断歩道	井手町大字井手小字野畠8先及び小字辻内23先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	実施
43	交通安全施設	横断歩道	井手町大字井手小字宮ノ本92先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	実施
44	交通安全施設	横断歩道	井手町大字井手小字西高月12先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	実施
45	交通安全施設	横断歩道	井手町大字井手小字段ノ下6-18先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	実施
46	交通安全施設	~一時停止	井手町大字井手小字段ノ下6-1先	一時停止の規制要望	無	○	○	○	実施
47	交通安全施設	横断歩道	井手町大字井手小字南宿ノ坂57先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	実施
48	交通安全施設	横断歩道	井手町大字井手小字段ノ下43-1先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	実施

◆【第1段階チェック】 対象となる工事

①国や市町村が管理する施設に関する工事

②利便性向上や環境整備等の利益に限られる工事

③特定の個人や団体等の事業や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》
◆【第2段階チェック】 技術審査

◆ 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	種別	提案施設		提案概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果		技術審査 結果	審査委員会 意見	備考
		名稱	所在地		用地買収 の有無	対象 （対象工事などない場合は 欄外：検査番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりの整合性 （技術基準等との適合性）	技術基準 （技術基準等との適合性）	適切性		
49	交通安全施設	一時停止	京田辺市田辺細倉 31先他	一時停止の規制要望	無	○	○	○	○	○	実施
50	交通安全施設	一時停止	京田辺市新船60-1 37先	一時停止の規制要望	無	○	○	○	○	○	実施
51	交通安全施設	普通自動車等用進 行手標示	京田辺市由辺丸山 8先～京田辺市由 辺北津立21先	普通自動車用通行手の 設置要望	無	○	○	○	×	○	実施 しない
52	交通安全施設	機断歩道	平治田原町大字郷 之口小字田中29先	機断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	実施
53	交通安全施設	一方通行	八幡市八幡東山～ 八幡市八幡備前 他	一方通行の規制要望	無	○	○	○	×	○	実施 しない
54	交通安全施設	道路標示	井手町上池林駅線 (海えがけている標示の塗 り直し要望)		無	○	○				実施

◆【第1段階チェック 対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境等の利益に限られる工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
- ☆⑤他の事業に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック】技術審査
6項目について○、×の評価を記入